

入札監理小委員会における審議の結果報告 名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務

国税庁（名古屋国税局）の「名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までの期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 現場説明会について

【論点】

現場説明会は実施しないということだが、事業者から現場を確認したいという要望があった場合の対応は考えているのか。

【対応】

多数の建物があり、すべてにおいて現場説明会を行うことは難しいと考えているが、複数の事業者から要望があった場合などには、現場を確認する機会を設けることを検討していく。

2. パブリックコメントの結果について

2者から15件の意見が寄せられ、以下の点について実施要項（案）を修正した。

- ・業務の詳細について、「従来の実施方法」（現行契約の仕様書）ではなく本業務の仕様書（案）を添付すべきとの意見を踏まえ、本業務の仕様書（案）を添付することとした。（清掃面積、設備等の従前の仕様書からの変更については精査に時間を要することから、入札公告までに反映させる。）

[実施要項（案）1～8、41～43、47頁]

- ・「建物環境衛生維持管理業務」について、国の行政機関が出している指針等を遵守するよう明記すべきとの意見を踏まえ、追記した。

[実施要項（案）153頁]

- ・「害虫駆除業務」及び「樹木剪定等業務」において、薬剤の使用は必要最小限とすべきとの意見を踏まえ、害虫駆除の薬剤使用についてはできる限り人

の健康や環境への影響が少ない方法を選択すること、除草については手取り又は機械除草により行う旨を記載した。

[実施要項(案)174, 202 頁]

以上